

厚生労働省発基安1118第6号

令和 2 年 1 1 月 1 8 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（仮称）案要綱（独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（仮称）案要綱（独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正関係）

第一 独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正

独立行政法人労働者健康安全機構が発行する独立行政法人労働者健康安全機構債券の募集に応じようとする者は、独立行政法人労働者健康安全機構債券申込証に署名又は記名押印しなければならないこととされているところ、当該署名及び押印を不要とし、氏名を記載しなければならないこととする。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。



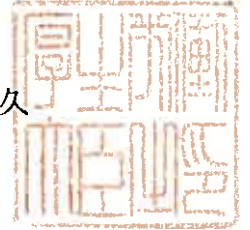
厚生労働省発基安1118第5号

令和2年11月18日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（仮称）案要綱（労働安全衛生関係）」について、貴会の意見を求める。

押印を求めると手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（仮称）案要綱（労働安全衛生関係）

第一 じん肺法施行規則の一部改正

様式第二号、様式第六号及び様式第八号について、押印を不要とすること。

第二 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正

様式第五号について、押印を不要とすること。

第三 労働安全衛生規則の一部改正

様式第一号、様式第三号、様式第四号の三から様式第四号の五まで、様式第六号から様式第七号まで、様式第十号、様式第十九号の三、様式第二十号、様式第二十号の二、様式第二十号の四、様式第二十一号及び様式第二十一号の七から様式第二十四号までについて、押印を不要とすること。

第四 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

一 登録製造時等検査機関がボイラー明細書又は第一種圧力容器明細書を申請者に交付する際、構造検査済の印を押すこととしているところ、当該印を不要とすること。

二 登録製造時等検査機関がボイラー溶接明細書又は第一種圧力容器溶接明細書を申請者に交付する際、溶接検査済の印を押すこととしているところ、当該印を不要とすること。

三 登録製造時等検査機関がボイラー明細書又は第一種圧力容器明細書を申請者に交付する際、使用検査済の印を押すこととしているところ、当該印を不要とすること。

四 事業者が小型ボイラーを設置したときに所轄労働基準監督署長に提出する小型ボイラー明細書について、機械等検定期則第四条の合格の印が押されているものに限るとの規定を削除すること。

五 様式第一号から様式第三号までについて、押印を不要とすること。

六 様式第五号を削除すること。

七 様式第六号から様式第八号までについて、押印を不要とすること。

八 様式第十号を削除すること。

九 様式第十一号から様式第十三号までについて、押印を不要とすること。

十 様式第十四号を削除すること。

十一 様式第十五号から様式第十七号まで、様式第十九号から様式第二十四号まで及び様式第二十六号に

ついて、押印を不要とすること。

#### 第五 クレーン等安全規則の一部改正

- 一 様式第一号、様式第二号、様式第四号及び様式第五号について、押印を不要とすること。
- 二 様式第七号について、「検査者印」を「検査者氏名」に改めること。
- 三 様式第八号から様式第十五号まで及び様式第十九号について、押印を不要とすること。
- 四 様式第二十一号について、「検査者印」を「検査者氏名」に改めること。
- 五 様式第二十三号、様式第二十五号及び様式第二十六号について、押印を不要とすること。
- 六 様式第二十八号について、「検査者印」を「検査者氏名」に改めること。
- 七 様式第二十九号及び様式第三十号について、押印を不要とすること。

#### 第六 ゴンドラ安全規則の一部改正

- 一 様式第一号、様式第二号及び様式第六号について、押印を不要とすること。
- 二 様式第八号について、「検査者印」を「検査者氏名」に改めること。
- 三 様式第九号から様式第十四号までについて、押印を不要とすること。

第七 有機溶剤中毒予防規則の一部改正

様式第一号から様式第二号の二まで及び様式第三号の二から様式第五号までについて、押印を不要とする事。

第八 鉛中毒予防規則の一部改正

様式第一号、様式第一号の二及び様式第三号について、押印を不要とする事。

第九 四アルキル鉛中毒予防規則の一部改正

様式第三号について、押印を不要とする事。

第十 特定化学物質障害予防規則の一部改正

様式第一号、様式第一号の二、様式第三号、様式第四号、様式第五号、様式第八号及び様式第十一号について、押印を不要とする事。

第十一 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

様式第二号について、押印を不要とする事。

第十二 電離放射線障害防止規則の一部改正

様式第一号、様式第二号、様式第二号の二及び様式第四号から様式第六号までについて、押印を不要とすること。

第十三 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

一 製造時等検査済の印の押印に関する事項を登録製造時等検査機関の業務規程で定めるべき事項から削ること。

二 合格の印の押印に関する事項を登録個別検定機関の業務規程で定めるべき事項から削ること。

三 様式第一号から様式第七号の二まで及び様式第七号の四から様式第九号までについて、押印を不要とすること。

第十四 機械等検定規則の一部改正

一 個別検定実施者が明細書を個別検定申請者に交付する際、合格の印を押すこととしているところ、当該印を不要とすること。

二 様式第一号（一）、様式第一号（三）、様式第二号（一）及び様式第二号（三）から様式第二号（五）までについて、押印を不要とすること。



三 様式第三号を削除すること。

四 様式第六号及び様式第八号から様式第十号までについて、押印を不要とすること。

第十五 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部改正

様式第三号について、押印を不要とすること。

第十六 作業環境測定法施行規則の一部改正

様式第三号の二から様式第四号の三まで、様式第四号の五から様式第四号の九まで、様式第十一号から

様式第十六号まで、様式第十八号、様式第二十号及び様式第二十一号について、押印を不要とすること。

第十七 粉じん障害防止規則の一部改正

様式第一号から様式第四号までについて、押印を不要とすること。

第十八 石綿障害予防規則の一部改正

様式第一号、様式第三号から様式第四号まで、様式第五号の二、様式第五号の四及び様式第六号につい

て、押印を不要とすること。

第十九 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離

放射線障害防止規則の一部改正

様式第一号及び様式第三号について、押印を不要とすること。

第二十 その他

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。